

平成 2 9 年 9 月  
大 東 市 議 会  
定 例 月 議 会 議 案  
条 例 新 旧 対 照 表

印刷物番号

29-41

## も く じ

・ 議案第 6 8 号	大東市市税条例 -----	2
	大東市市税条例等の一部を改正する条例 -----	4
・ 議案第 6 9 号	大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例 -----	8
	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 -----	2 0
	大東市子どもの医療費の助成に関する条例 -----	3 2
・ 議案第 7 0 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	
	(1) 公布の日施行分 -----	4 0
	(2) 平成 3 0 年 4 月 1 日施行分 -----	4 8
・ 議案第 7 1 号	大東市都市公園条例 -----	5 0
・ 議案第 7 2 号	大東市立青少年野外活動センター条例 -----	5 4

議案第68号

大東市市税条例

大東市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新
(大東市市税条例)
本則 (略)
付 則
第1条 ～ 第4条の2 (略)
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の <u>同一生計配偶者</u> および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が <u>同一生計配偶者</u> または扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
2 ～ 3 (略)
第6条 ～ 第10条 (略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2 ～ 17 (略)
<u>18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</u>
<u>19 (略)</u>
第10条の3 ～ 第20条の3 (略)
<u>(法附則第15条第45項の都市計画税に係る条例で定める割合)</u>

主要改正点

- ・控除対象配偶者の定義を変更したこと。

旧
本則 (略)
付 則
第1条 ～ 第4条の2 (略)
(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の <u>控除対象配偶者</u> および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が <u>控除対象配偶者</u> または扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
2 ～ 3 (略)
第6条 ～ 第10条 (略)
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2 ～ 17 (略)
<u>18 (略)</u>
第10条の3 ～ 第20条の3 (略)

# 新

第20条の4 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

第21条 ～ 第29条 (略)

(大東市市税条例等の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 ～ 第4条 (略)

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る大東市市税条例第82条および付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第82条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>第82条第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>付則第16条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>大東市市税条例等の一部を</u>

# 旧

第21条 ～ 第29条 (略)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第2条 (略)

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 ～ 第4条 (略)

第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条および新条例付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>新条例第82条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>新条例付則第16条第1項</u>	<u>第82条</u>	<u>大東市市税条例等の一部を</u>

新

		<u>改正する条例（平成26年 条例第21号。以下この条 において「平成26年改正 条例」という。）付則第5条 の規定により読み替えて適 用される第82条</u>
<u>付則第16条第1項の表第 2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改正条例付則第 5条の規定により読み替え て適用される第82条第2 号ア(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>付則第16条第1項の表第 2号ア(ウ)(I)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>平成26年改正条例付則第 5条の規定により読み替え て適用される第82条第2 号ア(ウ)(I)</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>付則第16条第1項の表第 2号ア(ウ)(II)の項</u>	<u>第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>平成26年改正条例付則第 5条の規定により読み替え て適用される第82条第2 号ア(ウ)(II)</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

旧

<u>の表以外の部分</u>		<u>改正する条例（平成26年 条例第21号。以下この条 において「平成26年改正 条例」という。）付則第5条 の規定により読み替えて適 用される第82条</u>
<u>新条例付則第16条第1項 の表第2号アの項</u>	<u>第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例付則第 5条の規定により読み替え て適用される第82条第2 号ア</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例  
大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例  
大東市子どもの医療費の助成に関する条例

新

(大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例)

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、もって、重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、大東市の区域内に住所を有するものであつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者または規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者もしくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健

主要改正点

- ・大阪府の福祉医療助成制度の再構築により、重度障害者に係る医療費の助成について、対象者を拡大する等の規定をしたこと。
- ・訪問看護の利用に係る助成等について規定したこと。
- ・条文中の文言を整理したこと。

新旧対照表

旧

大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者および知的障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持および生活の安定に寄与し、もつて、身体障害者および知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、大東市の区域内に住所を有するものであつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者または規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者もしくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ～ (2) (略)

## 新

及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表において1級に該当する者

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者または特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者のうち、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6の別表において1級の第9号に該当する者（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第1条第3項の別表第3において1級の第9号に該当する者

(5) (略)

2 (略)

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員（世帯主もしくは組合員であつた者を含む。）または社会保険各法もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員もしくは加入者（被保険者、組合員もしくは加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 廃止前の大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）により医療証の交付を受けている者

(5) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第15号）また

## 旧

(3) (略)

2 (略)

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法または社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員（世帯主もしくは組合員であつた者を含む。）または社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）もしくは組合員（被保険者もしくは組合員であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）による老人医療費の支給を受けることができる者



## 新

は大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）により医療証の交付を受けている者

- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所した際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、規則で定める額を超える者は、対象者としなない。

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 （略）

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額

## 旧

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年）の所得が、規則に定める額を超える者は、対象者としなない。

- 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被害者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日まで、前項の規定は適用しない。

3 （略）

- 4 第1項の規定にかかわらず、同項において規定される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額

## 新

以下になる者は除く。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病または負傷について、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費または家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）特定療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）および家族療養費について保険給付が行われた場合（食事療養（子どもの食事療養を除く。）もしくは生活療養に係る給付または精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 (略)

- (1) 対象者の疾病または負傷について、他の法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合または日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。
- (3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関もしくは保険薬局または同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費または

## 旧

以下になるものは除く。

(助成の範囲)

第3条 市は、対象者の疾病または負傷について国民健康保険法または社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）および家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 (略)

- (1) 対象者の疾病または負傷について、国または地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。
- (2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合または日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

## 新

市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の申請)

第4条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付する。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から適用する。

2 前条第1項による申請が月の途中である場合には、前項の規定に関わらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日、知的障害の程度を判定された者にあつては療育手帳または判定書の判定日、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日、または特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証に記載される有効期間の開始日を超えて遡及することはできない。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する医療機関において第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

## 旧

(助成の適用)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があつた日から適用する。

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所または薬局（以下「契約医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の規定による助成額に相当する金額を市長が契約医療機

## 新

### (損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部もしくは一部を助成せず、またはすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

### (届出義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第9条 (略)

### (不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者または前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部の返還または支払を請求することができる。

### (事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

### (報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

## 旧

関に支払うことによつて行ふ。ただし、第5条の申請があつた日から医療証の交付があつた日の前日までの間に療養を受けたときまたは市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

### (損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部もしくは一部を助成せず、またはすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

### (届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第11条 (略)

### (不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者または前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部の返還または支払を請求することができる。

## 新

### (助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、または答弁もしくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部または一部を行わないことができる。

第14条 (略)

### (大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例)

#### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定および児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第1条の2 (略)

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）または母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父または母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。）に養育されているときは除く。

(1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を解消した児童

(2) ～ (5) (略)

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母な

## 旧

第13条 (略)

#### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第1条の2 (略)

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）または母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父または母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にある場合は除く。）に養育されているときは除く。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) ～ (5) (略)

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母な

## 新

らびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) ～ (2) (略)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、大東市の区域内に居住地を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者または規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者もしくは被扶養者のうち、次の各号に掲げる者とする。

(1) ～ (2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員（世帯主もしくは組合員であった者を含む。）または社会保険各法もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員もしくは加入者（被保険者、組合員もしくは加入者であった者を含む。）

（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(3) 廃止前の大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）の規定により医療証の交付を受けている者

(4) 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）または大東市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第15号）の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者または同法第24条の

## 旧

らびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者および同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) ～ (2) (略)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、大東市の区域内に居住地を有する者のうち、次の各号に掲げる者とする。

(1) ～ (2) (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 大東市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第35号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

(3) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第44号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

(4) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者および同法第24条の

## 新

2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所もしくは入院している者（通所している者を除く。）

### (所得制限)

#### 第 2 条の 2 （略）

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の 1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) （略）

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 1 0 月 3 1 日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 （略）

4 第 1 項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額未滿となる者は除く。

### (助成の範囲)

第 3 条 市は、対象者の疾病または負傷について、国民健康保険法、社会保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養

## 旧

2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所または入院している者（通所している者を除く。）

### (所得の制限)

#### 第 2 条の 2 （略）

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1 月から 6 月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) （略）

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 （略）

4 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、第 1 項に規定された額未滿となる者は除く。

### (医療費の助成)

第 3 条 市は、対象者の疾病または負傷について、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）または国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2

## 新

費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費または家族訪問看護療養費、大東市子どもの医療費の助成に関する条例第2条第1号に該当する対象年齢の子どもの食事療養（以下「子どもの食事療養」という。）について保険給付が行われた場合（食事療養（子どもの食事療養を除く。）もしくは生活療養に係る給付または精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病または負傷について、他の法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合または日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたとき。

(3) 対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

3 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関もしくは保険薬局または同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）に支払うことによって行う。ただし、次条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費、特別療養費または市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の申請）

## 旧

号)の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）および家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主もしくは組合員（世帯主もしくは組合員であつた者を含む。）または社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員もしくは加入者（被保険者、組合員もしくは加入者であつた者を含む。）が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成しない。

(1) 対象者の疾病または負傷について、国または地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるときはその額

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合または日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により医療費に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたときはその額

（申請）



## 新

第4条 (略)

2 市長は、前項の申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の適用)

第5条 第3条の規定による医療費の助成は、前条第1項の規定による申請があつた日から開始する。ただし、その助成の適用は、当該月の初日を限度に、配偶者と離別した日もしくは死別した日または扶養義務者と生計を同じくしなくなった日に遡及することができる。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、医療費の助成は、第1項の規定にかかわらずその理由により、申請をすることができなかつた日から開始する。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在地を有する医療機関において、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

## 旧

第4条 (略)

(医療証の交付)

第5条 市長は、前条の申請があつたときはその資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(助成の開始)

第6条 医療費の助成は第4条の規定による申請のあつた日の属する月の初日から開始する。

2 申請者が災害、その他やむを得ない理由により第4条の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により、申請をすることができなかつた日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、市長と契約を締結した病院、診療所または薬局（以下「契約医療機関」という。）において診療を受けようとするときは医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の対象者等が負担すべき額に相当する額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは対

## 新

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、第3条の規定により助成すべき医療費の全部もしくは一部を助成せず、また既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできない。

2 医療証は、譲渡し、または貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第9条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の助成を受けた者または前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部の返還または支払を請求することができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

## 旧

象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、第3条の規定により助成すべき医療費の全部もしくは一部を助成せず、またすでに助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(届出義務)

第10条 受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡または担保に供することはできない。

2 医療証は、譲渡し、または貸与してはならない。

(不正利得の返還等)

第12条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成を受けた者または前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部または一部の返還または支払を請求することができる。

## 新

### (事実の調査)

第11条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

### (報告等)

第12条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

### (助成の制限)

第13条 市長は、受給者が、正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、または答弁もしくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部または一部を行わないことができる。

### (委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### (大東市子どもの医療費の助成に関する条例)

第1条 (略)

### (定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限

## 旧

### (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第1条 (略)

### (定義)

第2条 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 医療費 規則に定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）に関する法令の規定による療養の給付、入院時食事療養費（病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護（以下「入院等」という。）と併せて行うものに限

## 新

る。以下「食事療養費」という。) または特定療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費および療養費の支給もしくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。

(4) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例 (昭和48年条例第44号) の規定により医療証の交付を受けている者

(2) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (昭和55年条例第15号) の規定により医療証の交付を受けている者

(助成の範囲)

第4条 (略)

(1) 医療保険各法の規定による療養の給付、食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費および療養費の支給または家族療養費の支給を受けたとき (生活療養に係る給付または精神病床への入院に係る給付を除く。)。

(2) (略)

第5条 (略)

(医療証の申請)

第6条 (略)

第7条 (略)

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けている者 (以下「受給者」という。) は、大阪府内に住所を有する医療機関において第4条の規定の適用を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。

## 旧

る。以下「食事療養費」という。) または特定療養費、特別療養費 (指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。) および療養費の支給もしくは家族療養費の支給の対象となる医療費をいう。

(4) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例 (昭和48年条例第44号) の規定により医療費の助成を受けることができる者

(2) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 (昭和55年条例第15号) の規定により医療費の助成を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 (略)

(1) 医療保険各法の規定による療養の給付、食事療養費、保険外併用療養費、特別療養費 (指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。) および療養費の支給または家族療養費の支給を受けたとき。

(2) (略)

第5条 (略)

(助成の申請)

第6条 (略)

第7条 (略)

(医療証の提示)

第8条 医療証の交付を受けた者 (以下「受給者」という。) は、契約医療機関において診療を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

## 新

### (損害賠償との調整)

第9条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その限度において、助成額の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

### (譲渡等の禁止)

第10条 (略)

2 医療証は、譲渡し、または貸与してはならない。

第11条 (略)

### (届出の義務)

第12条 対象者の保護者は、対象者が住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 対象者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者が、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

### (事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする対象者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、または文書の提示もしくは必要な事項の報告を求めることができる。

### (報告等)

第14条 市長は、助成にあたり必要があると認めるときは、対象者の保護者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、またはこれらの事項に

## 旧

### (届出の義務)

第9条 受給者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

### (損害賠償との調整)

第10条 市長は、対象者が疾病または負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その限度において、助成額の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

### (譲渡等の禁止)

第11条 (略)

第12条 (略)

## 新

関し対象者の保護者その他の関係者に質問し、もしくは診断書の提出を求めることができる。

第15条 (略)

## 旧

第13条 (略)

議案第70号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(公布の日施行分)

新	
本則 (略)	
別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事 務
市 長	(1) <u>大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第44号)による身体障害者および知的障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(2) <u>大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第15号)によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(3) <u>大東市子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年条例第15号)による子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(4) (略)
	(5) (略)
	(6) (略)
	(7) (略)
	(8) (略)

主要改正点

- ・個人番号を利用する事務に、福祉医療費の助成に係る事務を加えたこと。

新旧対照表

旧	
本則 (略)	
別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事 務
市 長	(1) (略)
	(2) (略)
	(3) (略)
	(4) (略)
	(5) (略)
	(6) (略)

# 新

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
市 長	(1) (略)	
	(2) (略)	
	<u>(3) 大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例による身体障害者および知的障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
<u>(4) 大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	
	<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	
	<u>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>(5) 大東市子どもの医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>	

# 旧

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
市 長	(1) (略)	
	(2) (略)	
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 100%;"></div>		



新

<u>助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
(6) (略)	(1) (略)
	(2) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの
	(3)～(4) (略)
(7) (略)	
(8) (略)	
(9) (略)	
(10) (略)	
(11) (略)	
(12) (略)	
(13) (略)	

旧

(3) (略)	(1) (略)
	(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
	(3)～(4) (略)
(4) (略)	
(5) (略)	
(6) <u>児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
(7) (略)	
(8) (略)	
(9) (略)	
(10) (略)	
(11) (略)	

新

(14) (略)

(15) (略)

旧

(12) (略)

(13) (略)

(平成30年4月1日施行分)

## 新

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事 務
市 長	(1) <u>大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例</u> (昭和48年条例第44号) による <u>重度障害者</u> に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2)～(8) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
市 長	(1)～(2) (略)	
	(3) <u>大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例</u> による <u>重度障害者</u> に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略)
	(4)～(15) (略)	

## 旧

本則 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事 務
市 長	(1) <u>大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例</u> (昭和48年条例第44号) による <u>身体障害者および知的障害者</u> に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2)～(8) (略)

別表第2 (第4条関係)

執行機関	事 務	特定個人情報
市 長	(1)～(2) (略)	
	(3) <u>大東市身体障害者および知的障害者の医療費の助成に関する条例</u> による <u>身体障害者および知的障害者</u> に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略)
	(4)～(15) (略)	

大東市都市公園条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第8条 (略) (行為の許可)
第9条 (略) (1) ～ (4) (略) <u>(5) 夜間照明設備を有する都市公園において、夜間照明設備を使用すること。</u>
2 ～ 5 (略)
第10条 ～ 第23条 (略) (使用料の徴収)
第24条 使用料は、公園施設の設置もしくは管理、都市公園の占用または第9条第1項各号に掲げる行為の期間が3か月を超えない場合においては、 <u>使用の許可の際、徴収する。</u>
2 ～ 3 (略) (使用料の返還)
<u>第25条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、規則に定めるところにより、市長が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</u>
第26条 (略)
第27条 (略)
第28条 (略)
第29条 (略)
第30条 (略)
第31条 (略)

主要改正点

- ・夜間照明設備の使用料について規定したこと。
- ・使用料の返還について規定したこと。

旧
第1条 ～ 第8条 (略) (行為の制限)
第9条 (略) (1) ～ (4) (略)
2 ～ 5 (略)
第10条 ～ 第23条 (略) (使用料の徴収)
第24条 使用料は、公園施設の設置もしくは管理、都市公園の占用または第9条第1項各号に掲げる行為の期間が3か月を超えない場合においては、 <u>都市公園の使用の許可の際、徴収する。</u>
2 ～ 3 (略)
第25条 (略)
第26条 (略)
第27条 (略)
第28条 (略)
第29条 (略)
第30条 (略)

# 新

第32条 (略)

別表 (第16条関係)

公園使用料金表

使用の種類	単位		使用料 (円)	摘要
	数量	期間		
<u>夜間照明設備を使用すること</u>	<u>1場所</u>	<u>30分</u>	<u>500</u>	

備考

- 1 単位の計算については、30分を単位とするものにあつては30分に満たない端数は30分、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月、年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとする。
- 2 使用料の額が1件50円未満であるときまたは使用料の額に50円未満の端数があるときは、50円として計算するものとする。

# 旧

第31条 (略)

別表 (第16条関係)

公園使用料金表

使用の種類	単位		使用料 (円)	摘要
	数量	期間		

備考

- 単位の計算については、1時間を単位とするものにあつては1時間に満たない端数は1時間、日を単位とするものにあつては1日に満たない端数は1日、月を単位とするものにあつては1月に満たない端数は1月、年を単位とするものにあつては1年に満たない端数は1年、1平方メートルを単位とするものにあつては1平方メートルに満たない端数は1平方メートル、1メートルを単位とするものにあつては1メートルに満たない端数は1メートルとする。
- 使用料の額が1件50円未満であるときまたは使用料の額に50円未満の端数があるときは、50円として計算するものとする。

大東市立青少年野外活動センター条例 新旧対照表

新	
<u>大東市立野外活動センター条例</u>	
(設置目的)	
<u>第1条 野外活動および集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、自然教育等により、市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある市民生活の形成に寄与するため、大東市立野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>	
(名称および位置)	
第2条 (略)	
(1) <u>名称 大東市立野外活動センター</u>	
(2) (略)	
(事業)	
第3条 (略)	
(1) 野外活動に関すること。	
(2) <u>共同宿泊体験およびレクリエーションに関すること。</u>	
(3) 青少年指導者の <u>育成および研修</u> に関すること。	
(4) <u>自然教育等の普及、実施、指導および研究に関すること。</u>	
(5) <u>前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業</u>	
(使用時間および休館日)	
第4条 <u>センターの使用時間は、次のとおりとする。</u>	
区 分	使用時間

主要改正点

- ・施設の名称を大東市立野外活動センターに変更したこと。
- ・市民以外の者が使用する場合および営利目的の場合における利用料金の加算割合について規定したこと。

旧	
<u>大東市立青少年野外活動センター条例</u>	
(設置目的)	
<u>第1条 野外活動、集団生活を通じて、青少年の健全な育成を図るため、本市に野外活動センター（以下「センター」という。）を設置する。</u>	
(名称および位置)	
第2条 (略)	
(1) <u>名称 大東市立青少年野外活動センター</u>	
(2) (略)	
(事業)	
第3条 (略)	
(1) <u>青少年の野外活動</u> に関すること。	
(2) <u>青少年の共同宿泊体験、体育およびレクリエーションに関すること。</u>	
(3) 青少年指導者の <u>研修</u> に関すること。	
(4) <u>前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業</u>	
(使用時間および休館日)	
第4条 <u>センターの使用時間は、次のとおりとする。</u>	
(1) <u>宿泊の場合は、午後3時から翌日の午後2時まで</u>	
(2) <u>日帰りの場合は、午前9時から午後5時まで</u>	

## 新

<u>宿 泊</u>	<u>午後4時から翌日の午前10時まで</u>
<u>日帰り</u>	<u>午前9時から午後5時まで（施設または付属設備の使用は、午前10時から午後4時まで）</u>
<u>駐車場</u>	<u>午前8時45分から午後5時45分（宿泊者がいる場合は午後9時）まで</u>

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、本館（管理棟の宿泊室および食堂）の使用は、夏季期間（7月15日から8月31日までに別々に定める期間をいう。以下同じ。）のみとする。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 月曜日（宿泊予約のある場合および夏季期間を除く。）

(3) 暴風警報もしくは大雨警報の発令時または積雪、道路凍結その他荒天等により来館者が見込めないとき。

3 （略）

（使用期間の制限）

第5条 センターの使用期間は、継続して5日を超えることができない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第6条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行うことができる業務の範囲）

第7条 前条の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

## 旧

2 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、本館（管理棟の宿泊室および食堂）の使用については、7月20日から8月31日までの日とする。

3 （略）

（使用期間の制限）

第5条 センターの使用期間は、継続して3日を超えることができない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

## 新

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの使用の許可その他運営に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、別表に規定する利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定手続等)

第8条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

(使用の許可)

第9条 センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) (略)
- (2) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する活動または特定の宗教を支援する活動であると認めるとき。
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

## 旧

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) (略)
- (2) 営利を目的として使用すると認めるとき。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)



## 新

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限し、もしくは停止し、または退去を命じることができる。

(1) 第9条第2項の条件に違反したとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者(第9条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(順守事項)

第12条 使用者および入場者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

(入場の制限等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、または退場を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第14条 使用者は、別表に定める利用料金(附属設備等については、規則で定める利用料金)を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、別表に定める利用料金(冷暖房使用に係る利用料金を除く。この項に

## 旧

(使用許可の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限し、もしくは停止し、または退去を命じることができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会がセンターの管理上必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者(第6条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 使用者および入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ～ (8) (略)

(入館の制限等)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、または退館を命じることができる。

(1) ～ (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が管理上支障があると認めたとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

## 新

において同じ。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 本市内に在住、在勤または在学しない者（団体の場合は、当該団体の主な所在地または活動地が本市内にないもの）が使用する場合 10割

(2) 営利、営業その他これらに類する目的で使用する場合 10割

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その特別の事由があると認めるときは、規則の定めるところにより利用料金の全部または一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第17条 (略)

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の許可を取り消され、または使用を停止されたときも同様とする。

(使用者の管理義務および損害賠償)

第19条 (略)

2 使用者が、施設または附属設備その他器具備品等を破損もしくは汚損または滅失したときは、指定管理者の指示に従い、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

3 使用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反し、委員会または指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 旧

(使用料の減免)

第12条 委員会は、公益上その特別の事由があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は還付しない。ただし、委員会が特別な事由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第14条 (略)

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第8条の規定により使用の許可を取り消され、または使用を停止されたときも同様とする。

(使用者の管理義務および損害賠償)

第16条 (略)

2 使用者が、施設または附属設備その他器具備品等を破損もしくは汚損または滅失したときは、委員会の指示に従い、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

3 使用者が、この条例またはこの条例に基づく規則に違反し、市長に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

## 新

第20条 (略)

## 旧

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第18条 前条の規定により指定管理者が行うことができる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) センターの使用の許可その他運営に関する業務
- (4) 利用料金の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、第11条に規定する使用料を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他委員会の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

4 第4条から第8条まで、第10条から第13条までおよび第16条の規定は、前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条中「大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て」と、第5条から第8条までおよび第10条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）および第13条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定手続等)

第19条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

第20条 (略)

## 新

### 別表（第14条関係）

使用区分		単位	使用者区分	利用料金（円）
本館	宿泊	1人1泊	一般	300
			中学生以下	200
	日帰り	1人1日	一般	200
			中学生以下	100
テント		1人1泊	一般	200
			中学生以下	100
冷暖房使用	集会室	1団体1時間当たり		250
	上記以外本館各室	1部屋1時間当たり		100
全館占用使用		1日		10,000
プロジェクトアドベンチャー (5人から15人まで)		3時間		10,000
駐車場（センターのうち駐車場のみを使用する者が使用する場合に限る。）		1時間を超える 30分ごと		100
		使用時間以外の場合は1時間ごと		(1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。)

備考 プロジェクトアドベンチャーの使用は、昼間で使用環境の良い場合に限ることとし、使用に当たっては指導員を配置する。

## 旧

### 別表（第11条関係）

使用区分		単位	使用者区分	使用料
宿泊の場合	本館	1人1泊	一般	300円
			中学生以下	200円
	テント	1人1泊	一般	200円
			中学生以下	100円
日帰りの場合		1人1泊	一般	200円
			中学生以下	100円
冷暖房使用の場合 (集会室に限る。)		1時間	1団体	250円

- 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午後2時までの使用をいい、「日帰り」とは、午前9時から同日の午後5時までの使用をいう。
- 本市内に在住、在勤および在学しない者の使用は、10割増の使用料とする（冷暖房の使用料を除く。）。